

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	近鉄グループホールディングス株式会社	コード	9041
提出日	2026/5/20	異動（予定）日	2026/6/19
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	片山 登志子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	長岡 孝	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
3	三笠 裕司	社外取締役	○											○				訂正・変更	有
4	高橋 宏輔	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
5	横山 桂子	社外取締役	○											△				新任	有
6	鈴木 一水	社外取締役	○														○	新任	有
7	井上 美智子	社外取締役	○														○	新任	有
8	齊藤 真紀	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		弁護士として、また消費者問題の専門家として、社会課題への対応や消費者保護の実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しております。社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。 また、片山登志子氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
2	長岡 孝氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の元業務執行者であります。当社グループは同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、直近事業年度末における同行からの借入金額は当社の連結総資産の約6.1%であります。また、同氏は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の元業務執行者であります。当社グループは同社との間で社債の発行等に関する取引を行っておりますが、直近事業年度における取引金額は当社および同社の年間連結営業収益の1%未満であります。なお、同氏は、両社および両社の親会社の業務執行者を退任しており、最も直近の退任からでも約4年が経過しております。 以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。	長年にわたり金融業を中心に企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、国際取引等を通じて培われたグローバルな視点や、ブランド価値の向上に関する知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。 また、長岡 孝氏は、左記のとおり、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
3	三笠裕司氏は、日本生命保険相互会社副会長執行役員であります。当社グループは同社との間で資金の借入れ等の取引を行っておりますが、直近事業年度末における同社からの借入金額は当社の連結総資産の1%未満であります。また、同氏は当社の株主であります。当社の総議決権の約1.6%の保有に留まります。 以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。	長年にわたり生命保険業において企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、海外駐在等を通じて培われたグローバルな視点や、IT・DX分野に関する知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。 また、三笠裕司氏は、左記のとおり、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
4	高橋宏輔氏は、株式会社日本政策投資銀行の元業務執行者であります。当社グループは同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、直近事業年度末における同行からの借入金額は当社の連結総資産の約6.3%であります。なお、同氏は、同社の業務執行者を退任しており、退任から約9年が経過しております。 以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。	長年にわたり金融業および航空運送業において企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、航空運送業におけるさまざまな地域貢献・支援活動を通じて培われた知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。 また、高橋宏輔氏は、左記のとおり、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
5	横山桂子氏は、NTT西日本株式会社の監査役かつ同社の元業務執行者であります。当社グループは同社との間でIT関連サービス等に関する取引を行っておりますが、直近事業年度における取引金額は当社および同社の年間連結営業収益の1%未満であります。 以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。	長年にわたりIT関連サービス等の営業推進、マーケティングおよび当該分野における企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、女性人材の育成を通じて培われた知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。 また、横山桂子氏は、左記のとおり、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
6		会計学者、公認会計士としての豊富な学識と高い見識に加え、大学教授として人財育成に携わる中で培われた知見を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しております。社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。 また、鈴木一水氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
7		情報科学を専門とする学者としての豊富な学識と高い見識に加え、大学教授として人財育成に携わる中で培われた知見を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しております。社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。 また、井上美智子氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

8	<p>齊藤真紀氏は、会社法を専門とする法学者としての豊富な学識と高い見識に加え、大学教授として人財育成に携わる中で培われた知見を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しております。会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p> <p>また、齊藤真紀氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
---	--

4. 補足説明

<p>【独立役員の独立性判断基準】 当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。 なお、独立役員は、一般の株主と利益相反が生じるおそれがない社外役員であり、次の各号のいずれにも該当しない社外役員については、独立性を有するものと判断いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社グループを主要な取引先とする者（取引額がその者の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上）、またはその業務執行者。また、そのグループの業務執行者。 2. 当社グループの主要な取引先（取引額が当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上）の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。 3. 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上）の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。 4. 当社の会計監査人である監査法人に属する会計専門家。 5. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（財産を得ている者が法人等である場合には、その法人等に属している者）。 6. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付・助成を受けている団体の業務執行者。 7. 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有）、またはその業務執行者。また、そのグループの業務執行者。 8. 当社グループが主要株主である会社（総議決権の10%以上を保有）の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。 9. 当社グループから社外役員を受け入れている会社の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。 10. 過去3年間に於いて上記のいずれかに該当したことがある者。 11. 上記のいずれかに該当する者（重要な職位の者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族。 12. 現在または過去10年間に於ける当社グループの業務執行者（重要な職位の者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族。 13. 当社の社外役員としての通算の在任期間が選任時点で8年を超える者。 14. 上記のほか、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。